

慶應義塾大学学術情報リポジトリ  
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	西暦二〇五八年の株式会社法制度
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	2008
Jtitle	慶應の法律学 商事法 : 慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 (2008. ) ,p.65- 77
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88453885-00000005-0065">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88453885-00000005-0065</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

西曆二〇五八年の株式會社法制度

加藤修

- 一 はじめに
- 二 魔物になる株式会社
- 三 強欲な株主と怠慢な経営者
- 四 多様な利害関係者とその相互牽制・相互自制
- 五 寄与と受益と調和そして最良結末

一 はじめに

西暦二〇五八年は、慶應義塾で学ぶ者あるいは学んだ者にとって重要な年である。なぜならば、慶應義塾は、西暦二〇〇八年、つまり平成二〇〇年に創立一五〇年を迎え、その五〇年後に創立二〇〇年を迎えるからである。現在は、過去の影響を受け、未来を予測するためには、現在を批判的に分析しなければならぬので、現時点で、半世紀後という慶應義塾にとり意味のあるそれほど遠くない未来を考えることは、何らかの発展に寄与するものと考ええる。

慶應二年、つまり、西暦一八六六年に、慶應義塾の学祖である福澤諭吉先生は、尚古堂より「西洋事情」と題する書物を発刊した。同書の初編巻之一には、「商人会社」と題する部分がある（福澤諭吉全集、第一巻二九六頁～二九八頁（一九六九年一〇月一三日再版）。この部分は、株式会社についての法制度に関する、我が国における啓蒙的で明解な最初の解説と位置づけられる。福澤諭吉先生の紹介・解説以前にその点に関する先駆的説明は不存であるとの証明は、実際には相当に困難であり、不可能に近い。とはいっても、慶應義塾の商法研究者は、「最初の解説」と位置づけている。例えば、宮島司教授の近年の会社法体系書によれば、「会社」という語であるが、慶應義塾の創始者としてまた思想家としても有名な福沢諭吉が、慶應二年（一八六六年）刊行の『西洋事情』において初めて使用したといわれており、イギリスの『カンパニー』の訳語としてこれが当てられた。」との記述がある（宮島司・会社法概説〈第三版補正二版・二〇〇四年〉三五頁）。

福澤諭吉先生の前出会社法制度解説によれば、「商人会社」、つまり、「商社」が組織されると、その内容や会計等が世間に開示され、「アクション」と称する「手形」で資金調達がなされ、利潤があれば、「利息」として配当をし、投下資本については、本体からの払戻しではなく、「世間相対にて」「手形」を売却し、回収する旨が説明

されている。これは、株式会社法制度そのものの説明である。そして、説明の最後は、「総て商船を造て外国と交易し、飛脚船を以て世界中に往来し、為替問屋を設て各国と互に取引を為し、鉄路を造り製造局を建て瓦斯燈を設る等の大商売より、国内の諸商売に至るまで、皆此商社の為す所なり。」と締めくくり、国民経済の中における株式会社の活動に言及している。

その後、明治時代の文明開化を経由し、株式会社法制度は、産業を發展させ、価値と富を生み出す仕組として現在に至っている。株式会社法制度は、今から五〇年後の未来においても、人類と地球社会全体にとって、有益な仕組として活用され、發展させられると考えられる。なぜならば、人類の生産活動のために欠くことの出来ない「資本」と「労力」を結合して自然界に働きかけ価値と富を生み出す仕組としては、これ以上に合理的で、効率的な仕組は、現時点では、想像出来ないし、五〇年後の未来においても考えもつかないと思われるからである。とはいうものの、現在の株式会社法制度にも多々問題がある。このまま惰性にまかせて放置しておくとは有害な存在にもなりかねない。そこで、現在の株式会社法制度の問題点を指摘し、その解決策を考えることが今から五〇年後の未来社会にとって極めて重要であり、問題提起となる。

世界最初の株式会社とされているのは、西暦一六〇二年に設立されたオランダの東インド会社である。それ以来、幾多の歴史的試練を克服して、株式会社法制度は大發展をなすとげ、その制度をささえる法規範体系も精緻を極めるといつてもよいほど整備されている。しかし、株式会社法制度がいくら整備され、詳細に法規制されても、株式会社自体が「営利社団」として、「人間の欲得」に密接に関連するため、人間が「無欲」にでもならない限り、次から次へと問題点が生じてくる。にもかかわらず、我々は、未来世代のために、有用な制度改善を目ざして労をおしまず、知恵を出し、問題克服に邁進しなければならない。

## 二 魔物になる株式会社

株式会社が公害をまき散し、人々の生命、身体、財産に危険を加え、不完全な商品製造や供給により、人々を害し、あるいは、思いもよらない不正行為により反社会的存在になることを、我々は、十分に経験してきた。株式会社は、営利を目的とする社団であるため自制が働かないとどうしても暴走を始めてしまう。更に、株式会社という営利社団の構成員である資本の抛出者、つまり、株主は、間接有限責任しか負担しないので、出資金、すなわち、株金を全額払込んだ株主は、すでに責任を全うしたこととなり、実質的には無責任と同じである。だからこそ、出資金についてあきらめる覚悟があれば、株式会社には気軽に出資出来ることになる。

右のような事情があるので、株式会社においては、資本は抛出するけれども経営には携わらない無機能資本家はいくにおよばず、資本を抛出して経営に携わる機能資本家までもが無責任となり、それが常態化しやすく、そのことが、「株式会社の宿命、病理」と指摘される。<sup>(1)</sup>そのため、油断をすると、株式会社は魔物となる。更に、株式会社の現実社会における問題点が指摘されている。すなわち、「会社と取引をした債権者が一家心中するよ  
うな状態に陥っても、出資者は知らん顔ができるという世界です。じつは株式会社のこの基本構造はひじょうに非倫理的なのです。」との指摘である。<sup>(2)</sup>だからこそ、株式会社には、損得のみを考えて、感情や情緒ぬきで投資できることになり、資本の集積が容易になる利点がある。五〇年後の未来における株式会社も、人間の欲得づくから解脱出来ず、法制度的には現在の延長線上に位置づけられ、基本構造には変化はないと解されるので、右のような宿命、病理から逃れられないと覚悟しなければならぬ。それだからこそ、株式会社は法人格を有する良き隣人であることが強く期待される。それ故、近年、株式会社の「社会的責任」<sup>(3)</sup>に注目が集まるのは当然の成りゆきである。事態は更に進み、現在では良き隣人としての「品格」の具備も求められるまでに至っている。株

株式会社が国民経済において、大きな役割を担い、社会的影響力を大いに發揮していることから当然のことである。株式会社においては、株式は有価証券化され、転々と流通する建前になっている。市場での流通がはじまると、株式は、「商品」と同等視され、「株式の物化」現象が顕著となる。株式は投機や操作の対象となり、株式に多大な関心を寄せる者にとつて、株式は、価値ある「記号」と受けとめられ、電脳空間を地球的規模でかけめぐるところとなる。証券市場には博打場の傾向も生じ得る。そのような状況の下では、株式会社の有する株式発券機能が、欲得づくの悪い操作の対象となり、株式発行をめぐり、株式会社自体が魔物になり得る。更に、発行された株式は、「物化」されたもの、あるいは、「記号化」されたものとして、証券市場の内外で、悪だくみの対象物になり、悪者の玩具となる。その悪者の中には、株式会社化された多くの魔物にもなりかねない投資主体が存在する。株式会社において、倫理の退廃が生じ、社会の一員に求められる良き隣人としての自制欠落が起き、法制度につけ入れられる不備があれば、必ず、株式会社は魔物となる。我々は、このことを、現在においても未来においても忘却してはならない。このように考えると、何の進歩もないと受け止められそうであるが、人間の「欲望」や「損得」のからむことについて、その本質は太古から変化はなく、ただその出現形態や、対応方法が文化・文明の発展に従って変化するにすぎないと考える。

(1) 上村達男「金児昭・株式会社はどこへ行くのか(二版) 一一四頁(二〇〇七年)。

(2) 上村達男「金児昭・前掲書(注1) 一一〇頁。

(3) 高島正夫・新版会社法四頁(一九九一年)は、会社の社会的責任については、企業の社会的責任に関する一般的規定を設けるのではなく、個々の取締役が会社に対して善管注意義務ないし忠実義務を負っているから、それらの義務を通じて社会的責任を果たし得るとの立場を表明している。妥当な方向と解される。

（４）服部栄三・株式の本質と会社の能力四五頁（一九六四年）に、「もはや株主は会社の構成員という人的なものとしてではなく」の説明があり、「物化現象」が論じられている。

### 三 強欲な株主と怠慢な経営者

「物化」し「記号化」した株式を損得づくで日計り商いをする人を「デイトレーダー」と称しているが、西曆二〇〇八年（平成二〇〇年）二月に、経済産業省の事務次官が、このような人に関連して、注目すべき発言をした旨が報道された。<sup>(5)</sup> すなわち、「株主は所有者だが、経営能力がなく、いつでも株を売って離脱できる。デイトレーダーは朝買つて夜売り、会社のこととは何も考えない。所有者というのは納得感が得られない。危い表現をする」と、株主は能力がないという意味ではバカ。すぐに売れるということとで浮気者。無責任、有限責任で、配当を要求する強欲な方。ステイール・パートナーズになると株主・経営者を脅すということだ。いい株主と悪い株主が分れてきた。」と発言要旨が報道された。<sup>(6)</sup> ここに出てくる「ステイール・パートナーズ」とは投資基金を運用する外国生まれの組織で、株主としての立場を強く主張し、何かと積極的に行動するため「アクティビスト」と称されている者である。

ある人が株式投資をする場合、特に上場株式会社に投資をする場合、当該投資対象株式会社の定款目的に共鳴し、社団としての株式会社の構成員である他の社員と同志的結合を志すということは、極めて稀である。大多数の動機は、値上がり利益（キャピタル・ゲイン）と配当利益（インカム・ゲイン）獲得である。従つて、株主は、本質的にその本来の素性からして自分のことばかり考え、投資対象会社は二の次ぎであつて、「強欲」なのである。証券市場もそのことについては、折り込み済みで、その本来の素性は人間の本能に由来するため、株式会社



法制度は、五〇年後の未来においても、善し悪しは別にして、株主は強欲化することを前提に制度展開することになる。

今を去ること七十年前の西暦一九三二年（昭和六年）に、経済評論家の高橋亀吉氏は、「産業経営の腐敗墮落せる重なる側面を列挙」すると六点ある旨を主張している。すなわち、①事業経営の態度がその場主義で、産業百年の繁栄を目標としていない。②企業財政が放漫に流れ、事業の金融的基礎が著しく貧弱。③胡魔化し決算、蛸配当等が公然と横行。④事業道德が消磨して反生産的な虚業的事業経営が平然と許容。⑤重役の無能、腐敗、不正等著しく、ために事業の多くが喰物。⑥その場主義の産業主の横暴と、業礎を蝕むその貪婪なる高配当欲のため産業を著しく衰弱化の六点である。強弱の差はあるものの、現在においても充分に該当する問題点指摘である。「貪婪なる高配当欲」という表現が、ある意味での産業主の自己保身と株主の強欲を示唆し、人間の本性に由来する悪業の深さを思い知らされる。

世に盗人の種は尽きまじと永きにわたり伝えられているのと同様に、強欲な株主と経営者の怠慢の種の尽きることはない。落ちつき、安定した社会においては、右のような不都合は、減少したり、潜在化することになる。現在のように、地球的規模において大競争が展開され、変化が激しく、第二の産業革命ともいわれる情報革命の時代においては、右のような不都合は、思いもよらない想定外の事態として発現したり、あるいは、疫病のように爆発的に拡大してしまう。しかし、その悪の本体は、人間の有史以来変るところはない本性に由来する。

魔物になる株式会社や強欲な株主と怠慢な経営者については、現在においても、五〇年後の未来においても、合理的に妥当な方策によって制御されなければならない。以下においては、その点につき論述を展開する。

(6) 日本経済新聞・平成二〇年二月二十八日付夕刊四版二頁の報道によれば、本文発言要旨の基になった「講演会を主催した財団法人経済産業調査会は不適切な表現を除いた講演録を公開した。」とのことである。

(7) 高橋亀吉・資本主義日本の研究五一五頁（一九三一年）。

#### 四 多様な利害関係者とその相互牽制・相互自制

過去、現在、未来といつの時代においても、「会社はだれのものか」との問い掛けがなされる。その問い掛けは、変化が激しく、関係者間の利害対立が増幅した形で出現する時には熱を帯びてなされる。現在はまさにそのような時代である。五〇年後の未来社会でも、状況は現在と変わらないものと思われる。そして、この問い掛けには、一義的に割り切れる明快な解答が出てこなく、多元的あるいは多様な解答を工夫して理解しようとしなければならぬ困難性が伴う。

「会社はだれのものか」との問い掛けをした場合、三つの観点、すなわち、①資本の提供者、株式会社では「株主」、②会社に労力や知恵を提供して会社を活動させている「従業員」、③会社の顧客や会社が所属する地域社会、地方公共団体、国家、はたまた、地球全体という「株主」と「従業員」以外の利害関係者、まとめて「世間」の三つの観点から考察を進めてゆかなければならない。<sup>8)</sup>

「会社はだれのものか」に関する議論における右の三つの観点の相互牽制と相互自制を円滑に進めてゆくことにより、株式会社の魔物化も防止出来るし、更に、株主の強欲化と経営者の怠慢にも対応し得ると考える。強欲化する傾向のある「株主」が、三つの観点の相互牽制の下で、自制すれば、株式会社の獲得した利潤は、「従業員」にも、「世間」にも行き渡る。「従業員」は、経営者や株主を大いに批判しつつ、過度な労働分配を自制し、

勤勉に労働にはげみ、妥当な賃金水準を受け入れれば、「株主」と「世間」も納得する。「世間」のほうも、過度な法規制や杓子定規の行政運営回避に努め、株式会社には租税を負担させ易いからと安易な課税に走りがちな傾向を反省し、顧客や消費者と位置づけられる人々も妥当な行動に心がけ、良き市民として行為すれば、いたずらに対立関係に入り緊張が増大することもなくなる。

「株主」、「従業者」、「世間」の三者が、相互に牽制し合い、相互に自制し合って、無駄をなくし、全体的な水準向上に努力するという方向で対応しないと、全地球的大競争に否応なく投げ入れられてしまう昨今では、対処の仕方がないと考えられる。

座標の一軸に「株主」をすえ、もう一軸に「従業員」、更に、もう一軸に「世間」を位置づけ、この三軸から成る三次元空間のどこかに、会社の定款目的、規模、従業員数、社会的影響度などの諸要素の影響の下で、三軸に示された利害関係者の相互牽制と相互自制により、会社はそのしかるべき位置を占め、各利害関係者への資源分配を具体的に示すこととなる。その位置づけは、会社利害関係者三者の対話と妥協により、各者ともそれなりの納得を得ていれば、安定し、価値や富を生みだす会社の円滑な成長に貢献することとなる。そのような対話と妥協をもたらすことは、会社経営者の力量に左右されるので、会社経営者が怠慢に陥り、自己保身に埋没することとは許されない。「株主」、「従業員」、「世間」のどこに力点を置き、どこに資源分配を厚くし、前出の三次元空間のどこに会社を位置づけるかは、理論に裏づけられた実践活動であるため、聡明なる各会社経営者の先見性とその実行力次第ということとなる。

「強欲な株主」と「聡明な経営者」の二者を念頭にして歴史を遡ると、「営団」という企業形態にゆきつく。

「営団」とは、経営財団の略称であり、昭和一六年設立で平成一六年まで存在した帝都高速度交通営団を例にして説明すると、それは、営利性を有し、商人資格を持ち、資本金は、かつての日本国有鉄道および営団の路線の

ある地方自治体の出資により形成され、政府出資と民間出資は排除されており、議決機関として委員五名と総裁とから構成される管理委員会が存在し、委員は主務大臣の任命する者であつて、昭和二六年の法律改正以前には、出資者総会が存在したけれども、それは、総裁から事業報告を受領する権限を有するのみで議決機関ではなく、総裁中心主義の運営方式であつたと説明されている。<sup>(9)</sup>

この「営団」は、第二次世界大戦の終結と共にその終末を迎えた戦時統制経済時代の産物であり、資本所有者は、企業家的資格を失つており、企業の損益を分担しながら企業経営権を有せず、営団企業の経営は、政府の任命・解任する理事者に一任されている。<sup>(10)</sup> この理事者が聡明かつ有能で、しかも、政府の監督の宜しきを得て効率的に経営を行い、株主総会における任免権を背景として何かと口出しをする株主のような存在もない<sup>(11)</sup>ので、思い切つた決断も出来るとなれば、株主の強欲を封じることが可能であるし、更に、怠慢な経営者の登場も防止出来て、良いことづくめのようにも思われる。しかし、政府の監督は、悪しき官僚主義の下、無責任と事なかれの先送りに流れがちなることは歴史の示すところであり、一度、理事者として権力や権限を得たものは、自己保身に努め、監督を上手に逃がれ、腐敗する傾向に有することも歴史の示すところである。そのような状況の下で、「営団」においては、出資者が、株主のように経営者任免権を有していないので、その方面からの管理・監督もままならない。結局のところ、「営団」は、官の良い所を取り入れ、民の悪い所を除去する効率的な組織との目論見からはずれて、官の悪い所と民の悪い所を複合させて、更に大きな悪を作出しかねない危険を有する。「営団」は、所詮、戦時統制経済の「徒花」、「むだばな」と解したい。前出の帝都高速度交通営団は、現在、「東京メトロ」の通称の下で、商号「東京地下鉄株式会社」として平成一六年に株式会社化されている。このことから判明するように、株式会社という法制度の有用性は、再度あらためて認識され、その認識は五〇年後の未来においても継続すると考える。とは言つても、株式会社法制度の未来社会における持続可能性は、人類と地球がかかえる大

問題解決にも依存しているので、我々は、広い視野の下で、不断の努力をしなければならない。<sup>(12)</sup>

- (8) 藤野元博「会社はだれのものか——ステークホルダー論からの一考察——」東亜大学紀要七卷(二〇〇六年)九五頁〜九八頁は、①会社は「株主のもの」とする、②会社は「従業員中心のもの」とする、③会社は「社会的公共物」とするとの観点を挙げ、「どのポイントも外せないため、会社に対しては多方面からのアプローチが欠かせないことが露呈した。」と分析している。会社に関する利害関係者論を展開する場合、表現や言葉の選択の違いはあっても、上記①②③の三つの観点は欠くべからざるものとして、それぞれの方法論に従って考察しなければならない。
- (9) 服部栄三・商法総則(第一刷)二五四頁(一九七二年)。
- (10) 川島武宜「営団の性格について」法律時報三〇巻九号六頁(一九四一年)。
- (11) 川島武宜・前掲書(注10)九頁は、「高度の公共性計画性を要求する企業においては理事機関が総会の要求に制肘せらる、ことを防止する必要を否定し得まい。」とする。
- (12) 奥島孝康「サステナビリティ会社法の展開」法学雑誌タートンヌマン一〇号八七頁以下(二〇〇八年)は、持続可能性の理念とそれにかかわる実践について多方面から論述する。

## 五 寄与と受益と調和そして最良結末

「会社はだれのものか」との問い掛けから、「株主」、「従業員」、「世間」という三者の利害関係者が浮び上がってきた。この三者は、それぞれが牽制し合いながら、我欲に基づいてそれぞれの立場のみを主張することを避けて、理想の姿を目標として調和を目ざさなければならぬ。人類と地球社会の持続可能性すら問われている現在、株式会社法制度においても、各利害関係者の相互牽制と相互自制を基盤として、その持続可能性を確保し、展開

しなければならぬ。五〇年後の未来社会においても、このような基本認識には変化はなく、むしろ、更に強化されると考へる。どの利害関係者も他者を無視したり、ないがしろにして自分勝手に我欲のみを追求することは、全体的な持続可能性を考慮すれば、もはや許されない。なにもかもが有限であることが判明しているのだから、その有限性の下で、最大限の努力をしなければならぬ。

「株主」、「従業員」、「世間」の三者のどれを重視し、どこへ資源分配を厚くするかは、三者の相互牽制と相互自制の下で、各会社の置かれた事情の中で自然に決まるものもなくはないが、大部分は、会社経営者の理論に裏づけされた実践活動がその決定の契機となる。その意味において、会社経営者は、聡明でなければならず、進取の精神を持って、先見性を駆使して実行力を発揮しなければならない。過去の失敗については、大いに反省し改善に努めなければならないが、過去への郷愁に浸り、感傷に溺れて自己保身をしている暇はない。各利害関係者は、我欲を専らとするのではなく、いかなる寄与が出来るかをまず考え、それから受益を求め、最終的に調和に至る過程が望ましい。その過程での経営者の役割は非常に大きい。「株主」について言えば、資本抛出をしてしまえば、必要にやつ充分な寄与をしたと考へられそうである。しかし、義務ではないが、「従業員」や「世間」への社会的連帯感や倫理的配慮のもとで、何がしかの自制に基づく何らかの寄与を求めても良いと考へる。権利・義務では説明出来ない、良き隣人として法以外の行為規範に基づく最良結末達成が必要な時代になったと考へる。人類と地球社会が有限性認識をしてその持続可能性を問われる危機的状况のもと、株式会社法制度の五〇年先を見すえた展望において、現時点では法以外の行為規範という曖昧な右の観点明確化が将来的な喫緊の課題と解される。